別紙

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書類
作成要領（建設工事）

１　申請書類（申請書類のうち申請書を除いたもの）の記載事項の基準日

申請しようとする日の直前の営業年度の終了日とする。
ただし、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日とする。
本店・支店、役員は申請日（登記簿と同じ）を、創業年、職員数等は経営事項審査の審査基準日を基準にする。

２　申請書の作成方法

(1)　「01 誓約日」欄については、申請書を提出する日を記載する。

(2)　「02 商号又名称」から「08 代表者氏名　役職」までの各欄は次により左詰めで記載する。

①　フリガナの欄はカタカナで記載する。
なお、「02 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字及び「03 本社（店）住所」欄の都道府県名については、フリガナは記載しない。

（例）：チヨダケンセツ
（株）千代田建設

②　「02 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いる。

種　類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	財団法人	社団法人
略　号	（株）	（有）	（資）	（名）	（同）	（業）	（企）	（財）	（社）

（例）：チヨダケンセツ
（株）千代田建設

③　「03 本社（店）住所」欄での丁目及び番地は「－（ハイフン)」により省略して記載する。

（例）チヨダクカスミガセキ
東京都千代田区霞が関2-2-1

④　「05　法人番号」欄には、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)第 58 条第 1 項または第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号(１３桁)を入力する。

※ 法人番号については、有資格者情報として、有資格者名簿等に記載される場合がある

ので、誤りのないように正確に入力する。

※ 個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には入力の必要はない。

※　法人番号が不明の場合、国税庁法人番号公表サイトで検索する。

https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

⑤ 「06 本社(店)電話番号」欄及び「07 本社(店)ＦＡＸ番号」欄での市外局番・市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン)」で区切り（　）は用いない。

（例）03-3580-3311

⑥ 「08 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む）については姓と名前との間は１文字あける。

（例）ガイム　タロウ
外務　　太郎

(3) 「09 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む）の場合に該当する会社区分の番号（0 1 2 3のいずれか）を選択するとともに、[国名１] [国名２]内に外国名を記載し、当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（外国資本比率100%)」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社（外国資本比率100%未満)」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

(4) 「10　自己資本額」については、経営規模等評価結果通知書の数値を記載する。

(5) 「11　職員数内訳」　基準日は、申請日直前の事業年度終了日とする。

・建設（技術）職員数・・・有資格者の数
・事　務　職　員　数・・・建設（技術）職員、役員（その他の職員）以外の社員数
・そ の 他 の 職 員 数・・・役員等の数

(6) 「12　営業年数」欄には、一般（指名）競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希望工種」という）に係る建設業の許可又は、登録を受けて事業を開始した日（2業種以上のときは、最も早い開始日）より基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を記載する。

なお、共同企業体の場合は、同算定方法による各構成員の平均年数を、官公需適格組合の証明を受けた組合で総合点数算定等の特例扱いを希望する場合は、同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数を記載する。

(7) 「13 完成工事高」の各欄については、競争参加資格希望工種区分ごとに経営規模等評価結果通知書の数値を記載する（経営事項審査の写しを添付するだけでなく、必ず完成工事高等は記載する)。

なお、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体実績（但し、申請者が行っているものと、同種の工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載する。

また、共同企業体の場合は、各構成員の完成工事高合計金額を官公需適格組合で総合点数算定の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載する。

３　添付書類の作成方法

⑴ 営業所一覧表

申請日現在の営業所又は支店等の所在地について、以下のとおり記載する。営業所又は支店等とは、経営事項審査を受けた建設業の許可を有する全ての本店又は支店等営業所のことをいう。申請書1枚目に記載した本社・本店は記入しない。また、本社・本店のみで営業所又は支店等がない場合は、余白に「該当なし」と記入する。　なお、記載事項が１シートで終わらない場合は、同一の様式で延長する。

⑺「番号」欄には、何も記入しない。

⑴「営業所名称」及び「郵便番号」欄には、営業所又は支店等の名称及びその所在地の郵便番号を、それぞれ記入する。「所在地」欄には営業所又は支店等の所在地を上段から左詰めで記入する。

⑼「所在地」欄には営業所又は支店等の所在地を上段から左詰めで記入する。所在地は都道府県名から記入し、丁目、番地は「－(ハイフン)」により省略して記入する。

⑽「電話番号」欄及び「ＦＡＸ番号」欄には、上段に電話番号を、下段にＦＡＸ番号をそれぞれ左詰めで記入し、市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－(ハイフン)」で区切り、()は使用しない事。

⑵ 建設共同企業体協定書

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書。

⑶ 経営事項審査結果通知書（総合評定値通知書含む）の写し、申請者が建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第１項による経営事項審査を受け、その結果を同法第27条の27及び第27条の29第1項に基づき国土交通大臣又は都道府県知事から申請者に通知されたもの。なお、共同企業体の場合は、各構成員の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書含む）を官公需適格組合で総合点数算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書含む）をそれぞれ提出する。また、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が、いずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限ることとする。

⑷ 納税証明書（次のいずれかの様式とする）

国税通則法施行規則別紙第9号書式その3を使用する場合

・個人・・・申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がないと証明されるもの

・法人・・・法人税と消費税及び地方消費税に未納がないと証明されるもの

・個人・・・国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2
「申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がないという証明書」
・法人・・・国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3
「法人税と消費税及び地方消費税に未納がないという証明書」

４　外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 申請書の「03　本社（店）住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記載する。日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地の電話番号及びＦＡＸ番号を記入する。

(2) 申請書は日本語で作成すること。その他の書類で外国語により記載したものについては、日本語の訳文を付記し又は添付する。

(3) 申請書及び添付書類のうち金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により、日本国通貨に換算し記載することとする。

５　参加できる競争の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争の範囲は、建設工事に係る契約のうち資格を得た工事区分に係るものである。

６　その他

【建設工事における工事区分】

1 土木一式工事　2 建築一式工事　3 大工工事　4 左官工事
5 とび・土木・コンクリート工事　6 石工事　7 屋根工事　8 電気工事　9 管工事
10 タイル・れんが・ブロック工事　11 鋼構造物工事　12 鉄筋工事　13 舗装工事
14 しゅんせつ工事　15 板金工事　16 ｶﾞﾗｽ工事　17 塗装工事　18 防水工事
19 内装仕上工事　20 機械器具設置工事　21 熱絶縁工事　22 電気通信工事
23 造園工事　24 さく井工事　25 建具工事　26 水道施設工事　27 消防施設工事
28 清掃施設工事　29 解体工事である。